

土浦市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年3月31日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充





土人権発第13号
令和7年3月28日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理
(担当課：人権推進課)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	<確認した事実> 行政財産の目的外使用許可を行っている更生保護サポートセンターの業務に従事している者等に係る駐車場の使用許可を行っていない。 <措置すべき内容> 行政財産である亀城プラザに行政財産の目的外使用許可を受けて保護司会が設置している更生保護サポートセンターについては、平日は毎日開所しており、その業務に従事する者や同センターの利用者の利用がある。 亀城プラザには、駐車場が併設されているが亀城プラザの利用者のための施設であり、同センターの利用は、行政財産の設置目的とは異なる。 地方自治法第238条の4第7項には「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されていることから、同項の規定に反しない範囲で同センターに従事する者及び利用者に係る駐車場の使用の許可を行う必要があるため、適正な処理をされたい。
講じた措置の内容	保護司会の事業目的を達成するには継続利用できる駐車場の確保が必要であるため、亀城プラザを管理する行政経営課、亀城プラザ臨時駐車場を管理する管財課、更生保護担当部署である人権推進課の3課にて駐車場に関して協議した結果、更生保護サポートセンターに従事する保護司に対しては亀城プラザ臨時駐車場（土浦市文京町3番33号）の一部を行政財産目的外使用で許可するとともに、更生保護サポートセンターの利用者に対しては亀城プラザ本体の利用者同様、地下駐車場等をご利用いただくことで整理した。